

第17回泉区和泉町住居表示検討委員会

平成25年 5月20日（月）
午前10時～
泉区役所 2 A会議室

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 報告
現地調査の報告・配布チラシに対する意見について
- 4 議題
 - (1) 第三次から第六次地区のエリア分けについて
 - (2) 今後の町名の検討について
 - (3) 第三次から第六次地区の実施区域について
 - (4) アンケートについて
 - (5) 今後の検討スケジュールについて
 - (6) 次回検討委員会までの周知内容について
 - (7) 次回検討委員会について
- 5 閉会

第17回泉区和泉町住居表示検討委員会資料

資料1 第三次から第六次地区のエリア分けについて

資料2 今後の町名の検討について

資料3 第三次から第六次地区の実施区域について

資料4 今後の検討スケジュールについて

平成 25 年 5 月 13 日

泉区和泉町現地調査報告書

実施：平成 25 年 5 月 11 日（土）

5 月 12 日（日）

平成 25 年 5 月 11 日（土）

長後街道以南（3次、4次実施予定地区）について

エリア界・町界、取込検討中の市街化調整区域を調査。

- ・ 市街化調整区域の取り込みについて（写真①、写真②）
調整区域にお住まいの住民が取り込みを望んでいること、民家が何軒か建っていることから、取り込むことについて異論なし。
- ・ 町界・エリア界について（エリア界写真③、④、町界写真⑤、⑥、⑦、⑧）
町界・エリア界については現在の事務局案で問題ないことを確認した。エリア界については、団地が分断されてしまうというのが懸念事項だったが、他にエリア界に相応しい道路等がなく、実施後も特に混乱はないのではないかという意見があった。
- ・ 5 月 12 日（日）の現地調査（長後街道以北）について
泉区庁舎の周りは市街化調整区域であるため、取り込みを最小限にしたい。現在の事務局案では第 3 遊水地、第 4 遊水地に関しても取り込みを検討しているが、区役所関連の施設だけ取り込み、そのまま和泉川につなげることは出来ないか。→事務局側が公図を確認し検討する。→公図確認後不可能であると確認済み
エリア界になる得る通りが 2 案あるため、どちらが適切であるかを見てきて欲しい、と 5 月 12 日参加できない方々から要望あり。
大山道は町界として残して欲しいという意見あり。

平成 25 年 5 月 12 日（日）

泉区役所周辺、取込検討中の市街化調整区域、2つのエリア界案を検討、調査。

長後街道以北（5次、6次実施予定地区）について

- ・ 市街化調整区域の取り込みについて
市街化調整区域北東部（泉郵便局周辺）、北部に関しては事務局の案のとおり取り込みをする。（また、泉区役所周辺に関しては事務局案で取り込みを行っていない部分についても住居が建て並んでいるため、その区域についても取込を検討できないかという案あり。（写真⑨、⑩）→世帯数 82 建物数 98 事業者数 8
また、泉警察署前の道路を開発していることもあり、3年後にどうなっているかわか

らないので、事務局案よりも更に北部の市街化調整区域の取込を検討できないかという案もあり。→事務局が持ち帰り、世帯数などを調査する。

→世帯数 28 建物数 35 事業者数 5

- 2つのエリア界案について（水路案写真⑬、⑭、道路案⑮、⑯）
どちらの案にしても直線的にエリアを分かつ案ではないが、水路に沿ってエリアを分ける案はより右折左折を繰り返しており、水路が途切れている箇所もあるため、住民の理解を得難いのではないか。
南北に抜ける道路によって分かつ案は水路に沿ってエリアを分ける案に比べて、入り口も広く、エリア界だとわかりやすいのではないか。→道路をエリア界にする案が望ましい。
- 最北部市街化区域について（写真⑰、⑱）
市街化区域と市街化調整区域との境である道が細く狭い。狭い道路で住居表示を行う地域と行わない地域を分けるのは好ましくないのではないかという意見があった。
当該地区世帯数：34 建物数43 事業者数4
→事務局でも検討し、検討委員会に諮ること。

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



⑬



水路案(入り組んでいてわかりにくいとの意見)

⑭



⑮



道路案(道幅は普通自動車1.5台分程度)

⑯



道路案(道幅が狭くなる)、住居が密集しているエリア

⑰



道幅は広いところで普通自動車1台強

⑱



道幅の狭いところでは普通自動車では通行が難しいところもある。

第三次から第六次地区の実施区域について

住居表示の実施区域は、原則、市街化区域です。

しかし、次のような場合は、実施区域に含めるかどうか、検討する必要があります。

- ・市街化調整区域であっても、市街化区域の境界に隣接する地域で、著しい住所の混乱がある
- ・市街化区域と市街化調整区域の境界よりも、実施区域の境界として分かりやすい道路がある

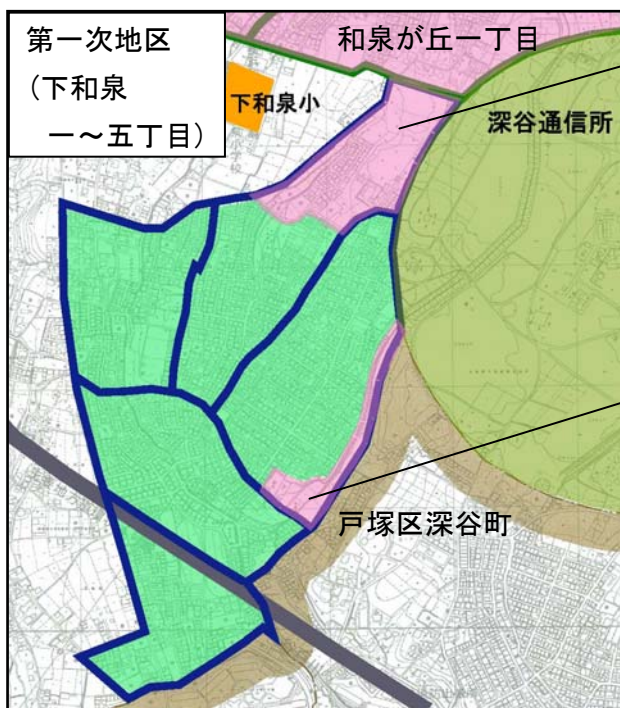
【参考】 第一次地区及び第二次地区の実施区域について



※ピンク色に着色したところが、取り込み範囲です。

町の境界を分かりやすくするため、周辺の境界に合わせて水路を境界とし、実施区域に取り込むことで決定しました。

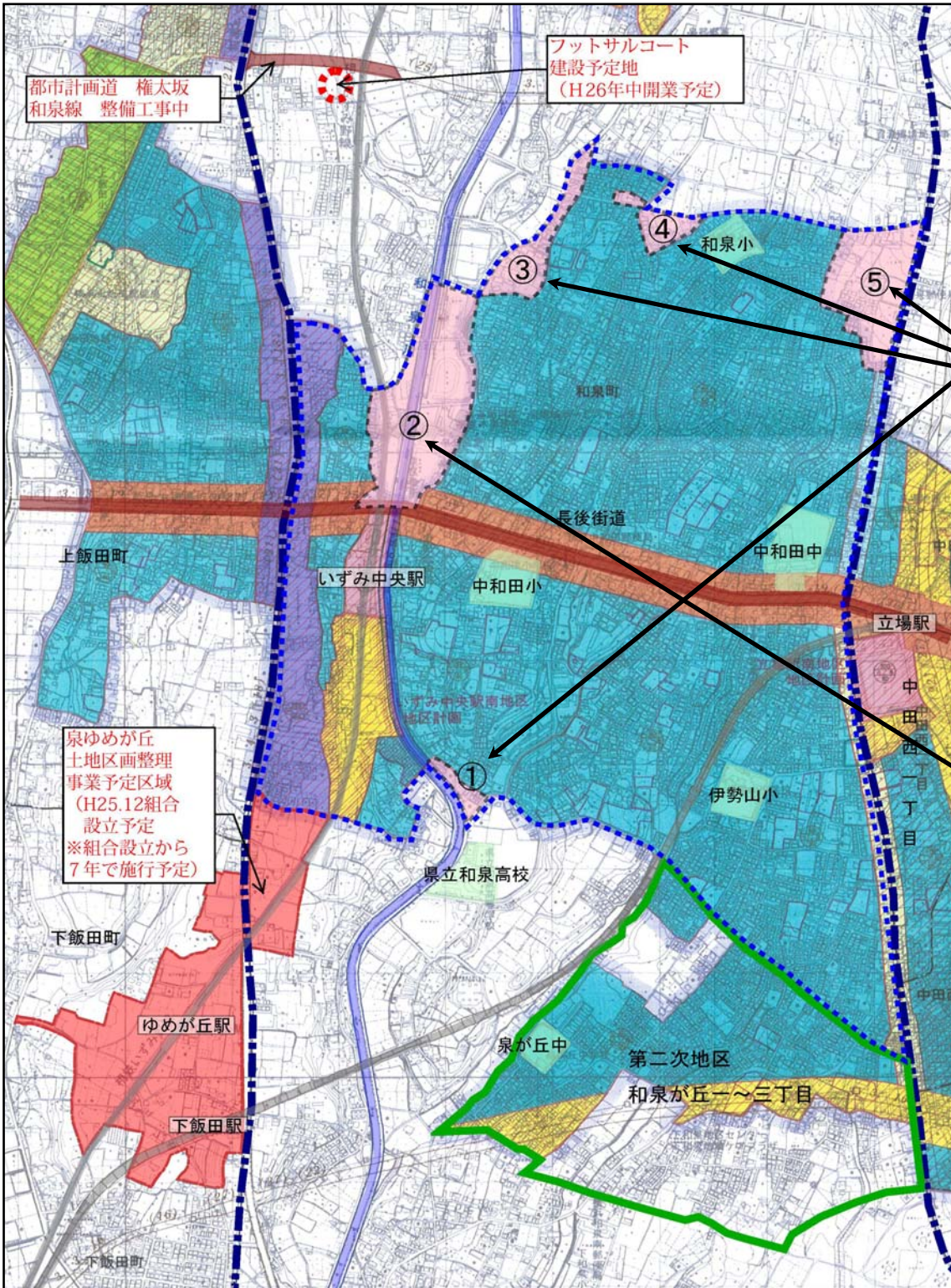
市街化区域に隣接する地域で同番地の住所が30軒以上あり、住所の混乱が著しいため、実施区域に取り込むことで決定しました。



市街化区域に隣接する地域で同番地の住所が30軒以上あり、住所の混乱が著しいため、実施区域に取り込むことで決定しました。

区の境界に接している地域であり、実施区域に含めないと和泉町の飛地として1町に満たない面積で残ってしまうため、実施区域に取り込むことで決定しました。

第三次から第六次地区の実施区域に係る参考資料



都市計画道 権太坂
和泉線 整備工事中

フットサルコート
建設予定地
(H26年中開業予定)

泉ゆめが丘
土地区画整理
事業予定区域
(H25.12組合
設立予定
※組合設立から
7年で施行予定)

①・③
④・⑤
境界を分かり
やすい道路と
するために
必要な最小の
範囲

②
・エリアの分断
を避けるため
に必要な最小
の範囲(公図で
町界とできる
道路まで)

現在、和泉町に係るいくつかの開発等の計画が予定されていますが、現在のところ、和泉町の住居表示に直接、影響を与えるものではありません。